

南三陸

お知らせ版

2017年4月15日発行

編集・発行/南三陸町企画課

高齢者福祉タクシー利用助成券を支給します

町では、在宅の高齢者に対して、医療の受診機会を確保するため、高齢者福祉タクシー利用助成券を支給します。

◇高齢者福祉タクシー利用助成券とは

タクシー料金の一部を助成する券です。

町と協定したタクシー会社を利用して病院へ通院した場合、タクシー料金の一部として券を利用できます。

◇支給対象者

次の条件を満たす人が対象です。

- ①南三陸町に住所がある人
- ②要介護3～5の認定を受けている人
- ③介護保険施設に入所していない人
- ④他の制度で通院費用の助成を受けていない人

◇支給内容

1回の乗車につき1枚使用できる650円分の助成券を1ヵ月あたり2枚交付します。

◇申請方法

保健福祉課および歌津総合支所に備え付けてある申請書に必要事項を記入のうえ、高齢者福祉係に提出してください。

申請書は、町ホームページからダウンロードもできます。



問い合わせ

保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-3041

介護用の紙おむつ等の引換券を支給します

町では、要介護高齢者の在宅生活負担軽減のため、紙おむつ等と交換できる引換券を支給します。

◇支給対象者

高齢者を介護している同居家族、または、ひとり暮らしの高齢者です。

◇支給要件

次の支給要件を全て満たす人が対象です。

- ・紙おむつ等を常時必要とする人
- ・南三陸町に住所を有し、町内にお住まいの人
- ・町民税非課税世帯の人
- ・要介護1～5の認定を受けている人

※ただし、生活保護の受給や他の福祉制度での支給を受けている人、入院、施設等に入所している場合は対象となりません。

◇支給内容

要介護認定区分に応じて、引換券を交付します。

- ・要介護1および2は、1ヵ月あたり3,400円
- ・要介護3～5は、1ヵ月あたり6,200円

◇申請方法

地域包括支援センターおよび歌津総合支所に備え付けてある申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

問い合わせ

地域包括支援センター ☎46-5588

地域課から

盗難被害に遭わないために

南三陸町では、今年になってから空き巣の被害が発生しています。

家を留守にしている間の犯行であることから、

- 自分の家は大丈夫と思う気持ちを持たないようにしましょう。
- わずかな時間の外出でも面倒がらずに、戸締まりをしましょう。
- 2階以上であっても窓の施錠をきちんとしましょう。



もし、被害に遭ってしまった場合は犯人の手がかりを消さないように、部屋を片付けずにすぐに警察に通報しましょう。

交通課から

◇南三陸警察署管内の交通事故 (平成29年1月から2月末日までの累計)

区分	人身事故 発生件数	死者		負傷者			物件事故件数
		件数	人數	重傷	軽傷	計	
本年	1	0	0	0	1	1	18
前年	2	0	0	1	2	3	21
増減数	-1	±0	±0	-1	-1	-2	-3

問い合わせ

南三陸警察署 ☎46-3131

文化財探訪

南三陸町の郷土芸能

大森創作太鼓「旭ヶ浦」



大森創作太鼓「旭ヶ浦」は、平成5年に志津川町大森地区の青年層を中心に結成され、当初は山から切り出した木をバチにし、古タイヤを叩いて練習していました。大森地区は昭和35年のチリ地震津波で大きな被害を受けた地区です。津波からの復興をレパートリーにしようと、仙台のほうねん座に作曲と和太鼓指導を依頼し、稽古を重ねました。結成から2年後の平成7年、太鼓も揃い、夏祭りで「津波復興太鼓」のお披露目となりました。

東日本大震災では太鼓やバチなど全てのものが流出してしまい、活動の休止を余儀なくされました。多くの方々の支援により、平成23年9月には活動を再開することができました。現在は園児から60代まで幅広い年齢層のメンバーにより、町内外のイベントで活躍しています。

ご存知ですか？文化財保護のこと

土地に埋もれている昔の建物跡やそれに伴う土器・石器などは町の大切な文化財です。一旦壊してしまえば二度と元に戻すことができません。これから住居の新築や土地の造成・改良などをお考えの場合は、必ず教育委員会にご一報ください。

問い合わせ

教育委員会生涯学習課 ☎46-2639